教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要 なことである。

現在,多くの都道府県で,児童生徒の実態に応じ,きめ細かな対応ができるようにするために,少人数教育が実施されているが,保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

茨城県でも「のびのびいばらきっ子プラン」として,小学校1・2学年で,少人数学級やティーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう,学級編成の弾力化等県単独事業を実施している。

しかし,義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響,厳しい地方財政の状況などから,自治体独自に少人数教育を推進することに限界がある。

このため,学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。一方, 奨学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって,セーフティーネットとして子ども たちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数等に見られるように、OECD諸国に比べ脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひと しく良質な教育が受けられる必要がある。

そのため,教育予算を国全体として,しっかりと確保・充実させる必要がある。 そうした理由から,政府においては次の事項を実施するよう要望する。

義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。

義務教育費国庫負担制度について,制度を堅持すること。

学校施設整備費,就学援助・奨学金など教育予算の充実のため,地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上,地方自治法第99条の規定により,意見書を提出する。

平成19年9月21日